

ID: 5401

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	高架工作物内の建築物の高さ制限の緩和認定		
法令名 根拠条項	建築基準法第 57 条第 1 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 57 条（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日